

四日市市告示第420号

令和3年度国民健康保険料率を次のとおり決定したので、四日市市国民健康保険条例（昭和36年四日市市条例第15号）第13条第3項、第13条の6の5第3項及び第13条の11第3項の規定に基づき告示する。

令和3年7月1日

四日市市長 森 智 広

1. 所得割

基礎賦課額の所得割	市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し 1000分の60
後期高齢者支援金等賦課額の所得割	市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し 1000分の26
介護納付金賦課額の所得割	市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し 1000分の17

2. 被保険者均等割

基礎賦課額の被保険者均等割	被保険者1人に対し	25,300円
後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割	被保険者1人に対し	10,300円
介護納付金賦課額の被保険者均等割	被保険者1人に対し	8,500円

3. 世帯別平等割

基礎賦課額の世帯別平等割	1世帯に対し	19,300円
後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割	1世帯に対し	7,800円
介護納付金賦課額の世帯別平等割	1世帯に対し	4,500円

(健康福祉部保険年金課)